

クラブ会則

第1章 名称ならびに所在地

第1条（名称）

本クラブは、「六本木ヒルズクラブ」（以下「本クラブ」といいます。）と称します。

第2条（所在地）

本クラブの所在地は、東京都港区六本木六丁目10-1六本木ヒルズ森タワー内 とします。

第2章 目的および経営主体と組織

第3条（目的）

本クラブは、会員相互の公私にわたる国際交流、情報交換、相互親睦の場として、それにふさわしい施設と様々な本クラブ主催の文化イベント・プロモーションを会員に提供することを目的とします。

第4条（運営・管理）

本クラブの施設およびこれに付帯する一切のものは、株式会社森ビルホスピタリティコーポレーションが経営を行い、組織運営およびクラブ会則（以下「本会則」といいます。）に基づき本クラブが行うことを予定するすべての事項を執行するためのマネージャー（個人または会社を含みます。）を指名いたします。また、本クラブ経営者は、その諮問機関として、適宜理事会および委員会を設置することができます。

第3章 クラブ規則と諸規定

第5条（クラブ規則）

第1項 本クラブは、本クラブのすべての会員または入会申請者が本クラブを利用し、または本クラブに入会するうえで守るべき規則として、本会則、細則および本クラブ利用規則（以下、これらを総称して「本クラブ会則」といいます。）を定め、また適宜改正することができます。

第2項 本クラブ経営者は、上記の他にも必要に応じ、諸々の規定および規則（これらの規定または規則を「諸規定」といいます。）を定め、適宜改正することができます。

第3項 本クラブは、本クラブ会則または諸規定を定めたとき、またはこれを改正したときは、会員に通知するものとします。

第4章 会員権

第6条（会員資格）

第1項 会員とは、年齢満20歳以上の個人または日本で登記された法人（以下「法人」といいます。）で、細則に定める入会手続きを完了した方をいいます。

第2項 本クラブの入会に関する審査は、主として入会申請者の品位および社会的および経済的信用がその対象となります。入会の申込みに関しては本クラブがその最終承認を行います。

第3項 本クラブの会員の種類は当面次のとおりとします。

- ① 個人会員
- ② 法人会員
- ③ 終身会員
- ④ 配偶者会員
- ⑤ 名誉会員
- ⑥ 外交官会員

第4項 前項の各会員の種類は次のとおりとします。

① 個人会員

個人会員は、年齢満20歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。

② 法人会員

法人会員は、法人を対象とし、当該法人がその会員資格を有します。法人会員には、年齢満20歳以上の個人1名を指名会員（以下「指名会員」といいます。）として指名していただきます。指名会員は、本会則および諸規定の定めるところにより、本クラブを自由に利用する権利があります。

③ 終身会員

終身会員は、年齢満40歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。

*募集は終了しております

④ 配偶者会員

配偶者会員は、個人会員、法人会員の指名会員または終身会員の戸籍上の配偶者であり、かつ年齢満20歳以上の個人を対象とします。配偶者会員は、個人会員、法人会員の指名会員または終身会員の配偶者としての地位を喪失した場合は、配偶者会員としての資格も失います。

⑤ 名誉会員

名誉会員は、一般社会ならびに国際社会においてその貢献が広く認められている個人の中から、本クラブが適宜本クラブの振興を目的として、その裁量に基づき招聘する会員とします。

⑥ 外交官会員

外交官会員は、日本に在住する各国の大使ならびに公使等を対象とし、本クラブが本クラブの国際親睦ならびに交流を目的とし、その裁量に基づき招聘する会員とします。

第5項 本クラブは、適宜、前項に定める会員以外の会員資格を設けることができます。また、本クラブ経営者は、現在および将来の各会員資格の数およびその内容ならびに要件をその裁量に基づき決定することができるものとします。

第7条（会員資格承認の申請と入会手続）

第1項 会員資格の取得を希望する者は、細則に従い、入会審査を受けなければなりません。なお、法人会員については、法人の入会審査のほか、指名会員についても入会審査を受けなければなりません。なお、暴力団その他反社会的勢力もしくはその関係者（以下「反社会的勢力等」といいます。）は入会を認められません。

第2項 本クラブは、細則で定めた手続きに従い入会申請者（以下「申請者」といいます。）の入会審査を行います。本クラブは、その裁量により会員資格付与要件を審査し、申請者の入会を承認、または不承認することができます。承認しない場合はその理由を示さないものとします。

第3項 入会を承認された申請者は、細則に定める入会金、入会預託金ならびに当該年度年会費を支払うことが必要となります。

第4項 本クラブによる入会承認後、入会に必要な一切のご入金本クラブにて確認され、かつ入会に関わるパッケージ一式がお手元に届けられた時点で、本クラブは正式に入会を受理したものと認めます。以降は会員として本クラブの利用およびすべての権利を享受いただけます。

第8条（入会金・入会預託金）

第1項 前条第3項により支払われた入会預託金は、本会則および細則に従い、退会時に返還されますが、入会金は一切返還されません。

第2項 入会預託金には一切の利息を付しません。

第9条（会員カード）

第1項 すべての会員には会員カードが本クラブから交付されます。

第2項 会員カードは、提携カード会社より六本木ヒルズクラブ提携カードとして発行されます。会員カードには、会員（法人会員の場合は指名会員）である個人の氏名を必ず記載することとし、その会員カードに記名された会員のみが使用できるものとします。

第3項 会員が会員カードを紛失・破損した場合は、細則に定める手続きにより再発行いたします。

第4項 会員が本クラブを利用する場合は、会員カードをチェックイン時に提示しなければなりません。

第5項 会員は、第三者に会員カードを貸与することはできません。万一、会員カードの貸与・盗難・紛失その他理由の如何を問わず第三者が会員カードにより本クラブを利用した場合には、その利用代金の支払いを含むすべての責任は、会員にあるものとします。ただし、会員より本クラブに対し予め盗難および紛失の事実につき通知がなされている場合はこの限りではありません。

第6項 会員は、次の場合は会員カードを本クラブに返却しなければなりません。

1. 本会則第19条・第20条に基づき、退会または休会を申請する場合
2. 本会則第17条に基づき、会員権の譲渡が承認された場合
3. 本会則第22条に基づき、本クラブから除名をされた場合

第7項 会員カードは第三者に譲渡、質入れその他担保に供することはできません。

第10条（会員の権利と義務）

第1項 会員は、本クラブ会則および諸規定に従って本クラブ施設および付随するサービスを利用することができます。

第2項 本クラブ会員資格は、会員に対して本クラブの施設および付随するサービスの利用権利を設定するだけであり、本クラブの施設その他の有形または無形の財産に対し、いかなる権利も設定するものではありません。

第3項 会員は本クラブの健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負います。

第4項 会員は、細則に従って本クラブの定めた年会費および月会費を納付する義務を負います。

第5項 会員は、本クラブ会則および諸規定を遵守し、これらに定める会員の義務を履行する義務を負います。

第11条（ゲスト）

会員は、本クラブにゲストを同伴することができます。その場合、ゲストも本クラブ会則および諸規定に従って本クラブ施設を利用していただきます。また、会員はそのゲストの本クラブ施設の利用に伴うすべての行為、および債務（利用料金を含む）について連帯して責任を負うこととします。

第12条（指名会員の変更）

第1項 法人会員は、細則に定める承認手続きを経て本クラブに一定の指名変更手数料を支払うことにより、いつでも指名する個人を変更することができます。

第2項 法人会員の指名した個人が、本クラブが行う審査によって承認されなかった場合は、その法人は新たに指名を行うことができます。

第3項 指名会員が、本会則第21条または第22条に基づき、会員資格停止または除名処分を受けた場合、法人会員は、本条第1項に基づき、指名する個人を変更することができます。

第4項 法人会員は自己の指名会員の一切の行為について連帯して責任を負うものとし、指名会員が法人に属さなくなったときでも、指名を解除しない間は同様とします。また、法人会員の上記変更手続中に発生する年会費および月会費の支払いを含む会員としての一切の責務は、当該法人が自己の責任のもとに履行する義務があります。

第5章 会員のクラブに対する債務および責務

第13条（年会費または月会費）

第1項 本クラブは、年会費および月会費の額ならびにその支払方法、時期を決定し、または変更できるものとします。またその場合の会員に対する通知は本クラブの定める方法によります。

第2項 会員は、本クラブが定める年会費または月会費を、細則に従い、前払いにて支払う義務を負います。

第3項 法人会員は、その法人が指名した個人が本クラブによって承認されなかった場合でも、また何らかの理由で指名会員が空席の状態であった場合でも、本クラブが定める年会費または月会費を細則に従い一括前払いにて支払う義務を負います。また、指名会員が法人会員に属さなくなった場合も同様とします。

第4項 年会費および月会費の支払いは、入会預託金その他本クラブが会員に対して負担する債務と相殺することはできません。

第5項 会員資格停止期間中の年会費および月会費については、細則に従い取り扱われるものとします。

第6項 納付された年会費および月会費は、いかなる場合も返還されません。

第14条（利用料金の支払い）

第1項 本クラブ内での利用料金については、六本木ヒルズクラブ提携カードにて自動口座引き落とし、請求書によるお支払い、現金ならびに本クラブ指定のクレジットカードによるお支払いにて承ります。決裁方法は、提携カード会社規約によるものとします。尚、本クラブの判断により、請求書でのお支払いをお断りさせていただく場合があります。

第2項 利用料金の集計は、会員またはゲストが本クラブ施設利用時にサインした伝票を証票とします。利用明細の確認と伝票へのサインは、会員の義務とします。

第3項 請求書による支払いを選択された会員が、支払い期限を過ぎ、かつ本クラブからの催促受領後も支払いを怠る場合、本クラブは本会則および細則に従い資格停止処分および除名処分を決定する権利を有します。

第15条（本クラブ会則および諸規定違反により生じる債務）

会員は、会員（法人会員の場合は指名会員）本人またはゲストが本クラブ会則および諸規定に違反したことによって、またはこれに関連して、他の会員または本クラブもしくは本クラブスタッフに対し、損失、損害、費用または経費を生ぜしめた場合、補償および賠償の義務を負います。本クラブは、当該会員に対して、損害の賠償を請求でき、その場合、当該会員はその損害を全て直ちに賠償するものとします。

第6章 クラブの会員に対する債務

第16条（入会預託金の返還）

第1項 会員の退会を本クラブが承認した場合、本クラブは、その会員に対し、細則に基づき入会預託金を返還いたします。

第2項 会員（法人会員を除きます。）の死亡または病気などにより本クラブの利用が事実上不可能または困難となった場合で、かつ相続人またはその他の法律上の代理人が入会預託金の返還請求をする場合は、その相続人またはその他の法律上の代理人が法的資格要件を満たすものであることを確認の上、本クラブは細則に定める手続きに従って返還いたします。

第3項 本クラブは、本クラブを閉鎖する場合、閉鎖後30日以内に入会預託金を返還するものとします。

第4項 本条に基づき返還される入会預託金額は、入会預託金預り書に記載された入会預託金額とします。

第5項 会員は、本クラブに対するすべての支払いおよび他の債務の履行が完了しなければ前各項に基づく入会預託金の返還を受けることができません。

第6項 入会預託金の返還請求権は、譲渡、質入、その他の担保に供したり、処分したりすることが一切できないものとします。

第7章 会員権の譲渡および継承

第17条（譲渡）

第1項 名誉会員、外交官会員、配偶者会員を除くすべての会員権は、細則に定める所定の手続きに従い、一定の譲渡手数料を本クラブに支払うことにより譲渡することができます。ただし譲受人が本クラブ会則に定める会員の資格要件を満たし、細則に定められた手続きにより本クラブに入会を承認されることが条件となります。

第2項 会員権が譲渡された場合は、入会預託金の返還請求権も譲受人に譲渡されたものとみなします。

第3項 会員は、本クラブの利用料や年会費および月会費など、本クラブに対する債務を完済するまでは、会員権の譲渡はできません。

第4項 本クラブは、会員権の譲渡に関する斡旋ならびに紹介は、いかなる場合も行いません。

第5項 本クラブは、譲渡人と譲受人の間での取引や契約については一切関知しません。

第6項 会員は、インターネットオークションその他これに類似する方法により会員権を譲渡することは一切できません。

第18条（会員資格の継承）

会員（法人会員を除きます。）が死亡した場合は当然に退会するものとし、その会員権の継承については、これを一切認めません。

第8章 諸手続き

第19条（退会）

第1項 会員は、細則に従い、いつでも退会申請ができます。本クラブは、会員が年会費および月会費その他本クラブに対する債務を完済した時点で退会申請を受理し、必要書類を確認の上、退会受理書を発送した時点をもってその会員が退会した日付として処理します。

第2項 以下に該当する場合は、該当する会員は退会したものとみなされます。

1. 会員（法人会員を除きます。）が死亡した場合
2. 本クラブが閉鎖となった場合

第3項 会員は、本クラブを退会したときは、会員としての一切の権利を失い、本クラブの利用はできなくなります。

第20条（休会）

第1項 会員は、健康上の理由や海外駐在などの正当な事由がある場合、細則に定める手続きに従い休会申請を行い、かつ本クラブの承認を得た上で、休会費を本クラブに支払うことにより最長5年間休会することができます。

第2項 休会期間中の年会費および月会費の支払いは免除されます。ただし、既に本クラブに対して支払った年会費および月会費の払い戻しまたは休会費への充当は認められません。

第3項 休会期間中は会員としての一切の権利を失い、本クラブの利用ができません。

第4項 休会ができるのは、本クラブ在籍期間中1回限りといえます。

第9章 会員の戒告、資格停止および除名処分

第21条（戒告および会員資格停止処分）

第1項 本クラブ経営者は、会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、その裁量により、戒告または期限を定めることなく、当該会員の会員資格を停止することができます。

1. 本クラブ会則もしくは諸規定に違反したときまたはその疑いがある場合
2. 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
3. 破産もしくは民事再生の申立、手形不渡り等により経済的信用を失った場合
4. 他の会員に迷惑をかけた場合
5. 本クラブの名誉および信用を傷つけ、または秩序を乱した場合
6. 住所変更の届出を怠るなど、本クラブ会員の責めに帰すべき事由によって本クラブ会員の所在が不明になった場合
7. 前各号の他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった場合

第2項 会員資格停止期間中は、本クラブの利用は一切できません。

第3項 前項の場合本会則第29条に従い本クラブに登録された住所宛てに書留郵便にて会員資格停止通知書を会員に送ることにより、会員資格停止にすることができるものとします。

第4項 本クラブは、その裁量により、適宜その会員資格停止を解除することができます。その場合、本クラブは、当該会員宛てに会員資格停止処分の解除の通知を行うこととします。

第5項 会員資格停止処分となった会員は、会員権を譲渡できません。

第6項 指名会員に対する戒告および会員資格停止処分は、本条の規定に準じるものとします。

第22条（会員の除名処分）

第1項 本クラブ経営者は、会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、本クラブの承認を得て、その裁量により、何ら理由を示すことなく、当該会員を本クラブから除名することができます。

1. 本クラブ会則もしくは諸規定に違反したときまたはその疑いがある場合
2. 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
3. 破産もしくは民事再生の申立、手形不渡り等により経済的信用を失った場合
4. 他の会員に多大な迷惑をかけた場合
5. 本クラブの名誉および信用を著しく傷つけ、または著しく秩序を乱した場合
6. 住所変更の届出を怠るなど、本クラブ会員の責めに帰すべき事由によって本クラブ会員の所在が不明になった場合
7. 第7条第1項に定める反社会的勢力等であることが判明した場合
8. 前各号の他、会員としての品位を著しく損なうと認められる行為があった場合

第2項 前項の場合、本会則第29条に従って本クラブに登録された住所宛てに書留郵便にて除名通知書を会員に送ることにより、除名することができるものとします。

第3項 本クラブから除名された会員は、本クラブを利用する権利を直ちに喪失し、以降は会員としてのいかなる権利、特典も失います。除名された会員に関する入会預託金の返還は、本クラブ会則に定めた入会預託金の返還に関する条件および方法の規定に従います。

第4項 除名処分となった会員は、会員権を譲渡できません。

第5項 指名会員に対する除名処分は、本条の規定に準じるものとします。

第10章 理事会および委員会

第23条（理事会）

第1項 本クラブは、適宜相当数の理事を任命することができます。

第2項 理事は、本クラブから何らの報酬を受けず、また理事であることによって本クラブの運営、資産、財務に何ら義務、責任を負うものではありません。

第3項 理事は、本クラブの健全な発展を自己の責任と理解し、その源泉となる本クラブにふさわしい新会員の招聘活動に積極的に参加するものとします。

第4項 本クラブは、会長、副会長および理事長をおくことができます。各理事ならびに会長、副会長、理事長の任期は2年としますが、本クラブが別段の定めをしない限り、または本人の辞任の意思表示がなされない限り、本クラブは、原則としてその理事を再任します。本クラブは、適宜必要に応じて理事会を催します。

第5項 理事会は、マネージャーに対し、本クラブの運営に関するすべての事項およびマネージャーが適宜上程する案件に関し、助言をするものとします。

第6項 マネージャーは、いつでも理事会を招集し、理事会に対し、本クラブに関する適当と思われる情報を報告書として提出することができます。

第7項 理事は、以下に該当する場合は、その職を退き、また理事の地位を喪失するものとします。

1. 精神または身体の疾患により理事として義務を履行することができなくなった場合
2. 破産または民事再生の申し立てがあった場合
3. 本クラブに対して、理事を辞任する届出を提出した場合

第8項 各理事は、理事としてマネージャーから提出されたすべての本クラブの情報ならびに報告書に関し、第三者ならびに他の本クラブ会員に対し、守秘義務を負います。ただし、マネージャーが本クラブの振興を目的として本クラブ会員に開示した内容に関しては除きます。

第24条（委員会）

第1項 本クラブは、本クラブの活動運営ならびに本クラブに関するすべての事項を企画、検討、審査するために、適宜委員会を設けることができます。

第2項 各委員会の委員は、委員として、マネージャーから提出されたすべての本クラブの情報ならびに報告書に関し、第三者ならびに他の本クラブ会員に対し、守秘義務を負います。ただし、マネージャーが本クラブの振興を目的として本クラブ会員に開示した内容に関しては除きます。

第25条（理事会および委員会の権限）

理事会および委員会によってなされたすべての助言、推薦および決定は助言的な性格しか有さず、本クラブおよびマネージャーを拘束するものではありません。

第11章 免責

第26条（免責）

会員およびゲストは、自己の危険において本クラブの施設に入り、本クラブを利用するものとし、または本クラブ内に滞在している間、または本クラブ外において本クラブ主催の活動に参加している間、その身体または財産にいかなる損害が生じた場合も、かかる損害が本クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブ、マネージャー、理事会および理事、各委員会および委員は、その損害に関し、一切の責任を負わないものとします。

第12章 雑則

第27条（マネージャー）

マネージャーは、本会則に定める事項を執行する総責任者となります。

第28条（会員同士ならびに会員と本クラブとのビジネス・リレーション）

本クラブは、理事を含むすべての会員またはそのゲストによる、一個人の営利を目的とした行為、ならびにそのための他の会員の紹介や会員の情報の提供を一切認めていません。また、その様な行為を会員が本クラブならびに本クラブスタッフに要望することもできません。本クラブが主催し執り行うすべての活動は、会員相互の親睦または本クラブを通しての会員相互の利益になることを目的といたします。

第29条（通知）

第1項 会員は、本クラブ会則および諸規則に基づくすべての通知、請求書その他の連絡の必要上送付先としての住所を本クラブに登録し、登録した住所の変更等がある場合は、細則に従って直ちに本クラブに通知するものとします。

第2項 会員に送られるすべての通知および請求書その他の文書は、登録された住所宛てに送付されるものとします。ただし、通知に関しては、本クラブは、本クラブが開設するホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができるものとします。

第30条（営業時間）

本クラブの営業時間は、その裁量に基づき変更できるものとし、変更のある場合は、本クラブより通知いたします。

第31条（休館）

夏季ならびに年末年始は、一定期間休館させていただきます。その場合は、本クラブより通知いたします。

第32条（プライバシーポリシー）

プライバシーポリシー細則に基づくものとします。

発効日 2003年2月1日
改正日 2006年11月1日
改正日 2010年1月1日
改正日 2013年4月1日
改正日 2015年7月1日